

公立大学法人青森県立保健大学の第三期中期目標期間終了時の検討について

1 趣旨

令和6年8月、公立大学法人青森県立保健大学（以下「保健大学」という。）の第三期中期目標期間（令和2年4月1日から令和8年3月31日）の終了時に見込まれる業務実績について、青森県地方独立行政法人評価委員会により、法第78条の2第1項第1号に基づく評価が行われたことから、設立団体である青森県は、法第79条の2第1項に基づき、保健大学の業務の継続の必要性、組織の在り方その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行うものである。

【地方独立行政法人法】（抜粋）

（中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例）

第78条の2 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第28条から第30条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

（略）

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第79条の2 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第78条の2第1項第1号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

（略）

2 第三期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績の評価結果（令和6年8月）

（1）総評

第三期中期目標期間においては、

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が大きい中、IT環境の整備を速やかに行うなどのオンラインによる取組を実施している、
- ・国際的な基準を満たす公衆衛生学修士コースを設置し、積極的な周知により同コースに多数・多様な志願者を得ている、
- ・国家試験合格率及び就職率を高い水準で実現し、維持している、
- ・休暇や旅費の申請事務について追加費用をかけずに電子化し教職員の事務負担軽減の取組を実施している、
- ・情報公開を進め、幅広い広告媒体を適正に使用し、効果的な広報活動を実現している、

と認められる。

中期計画については、計画どおりに実施できる見込であると判断され、7 項目中 1 項目について「中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」、6 項目において「中期目標を達成している」と評価できる。

(2) 項目別評価

項目別	特筆すべき 5	達成 4	おおむね達成 3	やや不十分 2	著しく不十分 1
①教育に関する目標を達成するための措置		○			
②研究に関する目標を達成するための措置		○			
③地域貢献及び国際交流に関する目標を達成するための措置		○			
④業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		○			
⑤財務内容の改善に関する目標を達成するための措置		○			
⑥教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	○				
⑦その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置		○			

3 業務の継続について

(1) 保健大学の業務

保健大学は、平成 20 年 4 月 1 日に、青森県の組織であった「青森県立保健大学」の組織・業務を引き継ぐ「移行型一般地方独立行政法人」として設立された。

保健大学の設立目的及び業務の範囲は、以下のとおり。

【公立大学法人青森県立保健大学定款】(抜粋)

(目的)

第 1 条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、保健、医療及び福祉の教育研究拠点として、専門的な学術を教授研究し、人間性豊かでグローバル化と地域特性に対応できる能力を兼ね備え、保健、医療及び福祉の中核的役割を果たすことのできる人材の育成を図るとともに、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって地域社会における人々の健康と生活の質の向上に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第 25 条 法人は、次の業務を行う。

- (1) 保健大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 地域の生涯学習の充実に資する公開講座の開設等学生以外の者に対する多様な学習機会を提供すること。

- (5) 保健大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会に貢献すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 業務の継続の必要性

本県では、団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる 2040 年問題に代表されるような高齢化の一層の進行が見込まれており、高齢化率は 2035（令和 17）年には 40% 台まで上昇し、その後も上昇を続けると推計されている。また、長期にわたって続く社会減の状況と少子化の影響から、生産年齢人口は 2020（令和 2）年の約 69 万人から 2040（令和 22）年には約 25 万人減少し、約 44 万人になると推計されている。

加えて、更なる保健・医療・福祉ニーズの高まりが想定される中、本県では、担い手となる介護職員が 2040（令和 22）年には約 1 万 2 千人不足することが見込まれるなど、高齢者の生活の維持への影響が懸念されている。

こうした中、県では、2024（令和 6）年度から「青森県基本計画「青森新時代」への架け橋～よりそい、未来へつなぐ～」に基づき、健康分野の政策として、「県民一人ひとりの健康づくりの推進」、「がんの克服をめざす体制づくり」、「持続可能な地域医療サービスの整備」、「高齢者や障がい者が安心して暮らす共生社会の実現」に向けた施策を展開しているところである。

また、保健大学は、人間性豊かでグローバルな視点を持ち、地域特性に対応できる能力を兼ね備えた保健、医療及び福祉の中核的役割を果たすことができる人材を育成すること、並びに保健、医療及び福祉の教育研究拠点として培った人的資源や教育研究成果を広く地域社会に還元するとともに、産学官民の連携した取組による地域貢献活動を展開し、県民の健康と生活の向上に寄与することを使命としている。

このような本県を取り巻く社会情勢や県の施策展開の方向性を鑑みると、保健大学の果たすべき役割は大きく、保健大学が行う業務を継続させる必要性は高いといえる。

4 組織の在り方について

県は、青森県行政改革大綱（平成 16 年 12 月）に基づき、教育研究の高度化、大学運営の活性化等を図るとともに、より自律的かつ弾力的な運営を図るため、平成 20 年 4 月 1 日に県立保健大学を公立大学法人化し、公立大学法人青森県立保健大学を設立した。この法人化以降、保健大学は時代の変化や学生のニーズなどに迅速で柔軟な対応ができるよう、次のとおり組織の運営に取り組んでいる。

(1) 職務の権限及び組織体制について

- ①理事長が学長を兼ね、経営及び教育研究の両面において法人を統括。
- ②役員会のほかに、重要事項を審議する機関として、経営審議会と教育研究審議会を設置。
- ③常勤理事連絡会、企画経営懇談会を実施し、理事長のリーダーシップによるマネジメント体制の強化及び大学運営上の重要テーマに関する全学的な共通認識を醸成。
- ④事務局長をトップとする室課体制をとりつつ、教員組織との連携を強化するため、教員を含む理事が教務・学生等それぞれの所管部門を管理する体制を併用。
- ⑤令和 2 年度に「地域連携・国際センター」及び「研究推進・知的財産センター」を改組し、「キャリア開発センター」及び「ヘルスプロモーション戦略研究センター」設

置し、地域の健康と福祉の未来に貢献できる体制を強化。

⑥適正な業務運営に向けた監事監査、内部監査の計画的な実施。

(2) 人事面について

次の取組等により教育研究の活性化や適切な事務組織を確保している。

- ①【教員】特任教員の位置付けの明確化による有意な人材の活用や、クロスアポイントメント制度¹の導入による、極めて専門性の高い人材を柔軟に雇用できる体制の整備。
- ②【教員】体系的な全学FD²の実施による教育力の向上。
- ③【事務職員】プロパー職員の人事評価制度の導入及び人事評価結果の給与への反映、人材育成方針に基づく研修実施及び適正配置。

(3) 財務面について

- ①管理運営業務の一括委託及び複数年委託、物品の一括発注の実施。
- ②職員提案による事務改善・効率化の取組により、事務処理の電子化、大幅な事務効率化の実現。
- ③燃料高騰に対する運営経費の抑制や効率的な執行、職員宿舍の年間入居率の向上。
- ④過去の実績を大きく上回る外部研究資金の獲得。

(1) から (3) の取組は、法人化により、理事長のリーダーシップのもと、創意工夫を凝らした柔軟かつ迅速な運営が可能となったことにより実現されたものであり、これにより大学運営の活性化が図られていると認められることから、法人組織による運営は適当であるといえる。

5 その他組織及び業務の全般について

保健大学の第三期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績について、令和6年度に青森県地方独立行政法人評価委員会により行われた評価から、組織及び業務の全般については、適正かつ効率的な運営が図られたといえる。

6 検討結果

保健大学の業務を継続させる必要性は高く、引き続き法人組織による運営が適当である。

また、保健大学の業務運営は、全般的に適正かつ効率的なものと判断されるため、法第79条の2第1項に規定する「所要の措置」を講ずる必要性は認められない。

引き続き、第四期中期目標期間においても、県との連携のもと、本県が抱える重要課題に密着した研究等に取り組み、県民や地域社会に貢献し、保健医療福祉分野をけん引していく役割が期待される。

¹ クロスアポイントメント制度：研究者等が大学、公的研究機関、企業の中で、二つ以上の機関に雇用されつつ、一定のエフォート管理の下で、それぞれの機関における役割に応じて研究・開発及び教育に従事することを可能にする制度。

² FD：ファカルティ・ディベロップメント。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。